

マニュアル作成支援 ASP サービス利用契約約款

株式会社〇〇〇〇

## 第1章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 株式会社フィット（以下、「当社」という。）は、この規約約款（以下、「本約款」という。）に基づき、契約者に対して、マニュアル作成支援ASPサービス（以下、「本サービス」という。）を提供します。

### (用語の定義)

- 第2条** 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
- (1) 本サービスとは、当社がライセンス権を持つアセット・マネジメント・サービスに関するソフトウェアを利用し、当社または当社の委託先が管理運営するデータセンターにインターネットを通じてデータを編集・保管・配信するサービスを指します。
  - (2) 契約者とは、本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける個人、法人または団体を指します。
  - (3) 利用契約とは、本約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約を指します。
  - (4) 利用契約等とは、本約款および利用契約を指します。
  - (5) データセンターとは、当社が本サービスを提供するにあたり、当社または当社の委託先が設置、運営する電気通信機器設備を指します。
  - (6) 作業員ID管理者とは、契約者自身（契約者が個人である場合）または契約者と雇用もしくはこれに類似する契約関係にあり、契約者が作業員ID管理者として指定する個人（契約者が法人または団体である場合）を指します。作業員ID管理者は、当社との連絡窓口を担当します。作業員ID管理者は、利用契約に関する契約者の権限を委任されたものと看做され、当社との契約、届出内容の変更その他当社との連絡、ユーザおよびゲストに対する通知等を行います。
  - (7) ユーザとは、契約者自身（契約者が個人である場合）または契約者と雇用もしくはこれに類似する契約関係にあり、契約者により本サービスを利用する事を認められた個人を指します。作業員ID管理者がユーザを管理します。
  - (8) ゲストとは、契約者と業務上の取引関係にある個人、法人または団体との、雇用もしくはこれに類似する契約関係にある者のうち、契約者により本サービスを利用する事を認められた個人を指します。作業員ID管理者がゲストを管理します。
  - (9) エンドユーザとは、ユーザおよびゲストを指します。
  - (10) 企業IDとは、契約者を識別するために用いられる文字列を指します。
  - (11) 作業員IDとは、エンドユーザを識別するために用いられる文字列を指します。
  - (12) パスワードとは、作業員IDと組み合わせてエンドユーザを確認するために用いられる符号を指します。
  - (13) 契約者設備とは、本サービスの提供を受けるために契約者およびエンドユーザが設置するパソコン、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアを指します。
  - (14) 料金等とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額を指します。
  - (15) 消費税等相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額を指します。

### (約款の変更)

**第3条** 当社は、本約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他の内容は、変更後の本約款を適用するものとします。

### (通知)

- 第4条** 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、作業員ID管理者のメールアドレスへの電子メールの送信、契約者が当社に届け出た文書送付先への郵便による文書の発送、または当社のWebサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法によります。
- 2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールまたは当社のWebサイトへの掲載により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信、Webサイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

### (知的所有権等)

- 第5条** エンドユーザが本サービスに送信した、あるいは自己のアカウントに保存したデータ、情報、資料が、当社の所有に帰することはありません。
- 2 本約款に明示的に規定されているものを除き、本サービスの提供によって、本サービスまたは本サービスに含まれるいずれのコンテンツについても、契約者およびエンドユーザに対し、いかなる権利、資格、権益も付与されるものではありません。契約者およびエンドユーザは、当社またはそのライセンサーが本サービスおよびコンテンツに関する著作権その他すべての知的所有権を含む権利、資格、権益を保有することに同意するものとします。テキスト、画像、その他のマルチメディア・データも無条件にこの対象となります。

## 第2章 契約の締結・変更・解約等

### (利用契約の成立)

- 第6条** 本サービスの申し込みは、必ず当社所定の利用申込書に必要事項を記入して、当社所定の方法で行うものとし、契約者からの利用申込書について当社が承諾した場合に利用契約が成立するものとします。ただし、次の各号に該当する場合にはお申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 当社所定の申し込み手続きに従わない場合。
  - (2) 本サービスの提供にあたり業務上または技術上の問題が生じる、または生じるおそれのある場合。
  - (3) 当該申し込みに係る契約上の義務を怠るおそれがあると判断した場合。
  - (4) 前各項のほか、当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合。

### (契約期間)

**第7条** 本サービスの利用期間は、別途合意する場合をのぞき、利用申込書に記載された期間とします。ただし、利用申込書に記載された期間が1年以上で、期間満了の1か月前までに、当社所定の解約申込書または解約通知書により、契約者または当社から別段の意思表示がない場合には、利用契約は期間満了の日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

### (変更の届出)

**第8条** 契約者は、名称、住所又は代表者等、利用申込書の記載項目に変更を生じた場合には、速やかに当社所定の変更届出書により届け出るものとします。

### (契約者の地位の承継)

- 第9条** 法人の合併により契約者の地位の承継があった場合、契約者は承継をした日から1か月以内に契約者の地位を承継した事実を当社に届け出なければならぬものとします。
- 2 契約者について以下の変更があったときは、契約者は10日以内に当社に届け出るものとします。契約者の同一性および継続性が認められると当社が判断した場合に限り、当社は契約者の地位の承継を認めます。
- (1) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更。
  - (2) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更。
  - (3) 契約者の代表者の変更。
  - (4) その他前各号に類する変更。

### (契約者からの利用契約の解約)

- 第10条** 契約者は、当社に対して、解約日の1か月前までに当社所定の解約申込書により書面をもって申し込みすることによって、利用契約を解約することができるものとします。ただしこの場合でも、当社は、利用契約に基づいて支払われた利用料金および初期費用等を一切返還いたしません。
- 2 契約者が、利用契約の契約期間に満たない期間での解約申し込みをする場合、残存期間分の料金等全額を、解約日から起算して1か月以内に当社へ支払うものとします。
- 3 当社は、利用契約の解約があった場合において、契約者が入力したデータを、解約日の翌日から起算して1年間保存し、復旧できない方法により削除するものとします。なお、解約後、契約者から申し出があった場合には、1年間のデータ保存期間内であっても、すみやかに、復旧できない方法により削除するものとします。

### (当社からの利用契約の解約)

- 第11条** 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
- (1) 利用申込書、変更届出書その他通知内容等に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあった場合。
  - (2) 支払停止または支払い不能となった場合。
  - (3) 仮差押え、差押え、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てがあったとき、または、公租公課の滞納処分を受けたとき、または、信用状態に重大な不安が生じた場合。
  - (4) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けた場合。
  - (5) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
  - (6) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
  - (7) 違法もしくは違法のおそれがある態様または公序良俗に反するもしくは反するおそれのある態様が認められたときまたは本サービスを直接および間接に利用する方の当該利用に対し、重大な支障をあたえる態様が認められた場合。
  - (8) 本約款に定める項目に違反した場合。
  - (9) その他利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合。
- 2 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において、未払いの利用料金等または遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。
- 3 当社は、利用契約の解約があった場合において、契約者が入力したデー

## [マニュアル作成支援ASPサービス利用契約約款]

タを、解約日の翌日から起算して1年間保存し、復旧できない方法により削除するものとします。なお、解約後、契約者から申し出があった場合には、1年間のデータ保存期間内であっても、すみやかに、復旧できない方法により削除するものとします。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

**第12条** 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者（エンドユーザを含み、国内外を問いません。以下、同じとする。）に譲渡すること、担保に供することその他の処分をすることはできません。

## 第3章 料金等

### (料金等の種類)

- 第13条** 本サービスの利用料金は、利用申込書に定めるとおりとします。
- 2 本サービスの月額利用料金は、毎月1日を課金初日とし、毎月1日から当月末日までの1か月分を月額として算定します。
  - 3 利用開始日とは、当社が利用契約を承諾し実際に利用が可能となる日をいいます。
  - 4 利用開始日が属する月の月額利用料金は、月額利用料金を30で除した額を1日の料金として、これに最初の利用開始日が属する月の利用開始日以降末日までの日数を乗じて算定し、該当月の料金額を決定します。
  - 5 第1項の利用申込書には、次項に定める消費税等相当額を含んだ支払総額を表示し、あわせて本体価格を併記します。なお、当社の責に帰すべからざる事由による利用契約の中途解約の場合、支払済みの利用料金等の返還は行いません。
  - 6 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定により、当該支払いについて消費税等が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税等相当額を併せて支払うものとします。
  - 7 当社は、サービス料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
  - 8 第1項の定めにかかわらず、本サービスに内容の変更、公租公課の変動、著しい経済変動社会変動その他の事由により、料金体系を改定する必要があると認められるときは、当社は契約者と協議の上これを改定することができるものとします。

### (利用料金等の支払義務)

**第14条** 契約者は、利用契約が成立した時点で、前条の料金およびこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払う義務を負うものとします。

### (利用料金の支払方法)

**第15条** 契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払うものとし、利用申込書に明記することとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

### (遅延損害金)

- 第16条** 契約者は、利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎても履行しない場合、所定の支払期日の翌日から起算して、支払日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社所定の方法により支払うものとします。
- 2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

## 第4章 サービス

### (企業IDおよび作業員IDならびにパスワードの割当)

- 第17条** 企業IDは、当社が、1契約者に対して1個を割り当てます。当社のみが企業IDを変更できます。
- 2 作業員ID管理者用の作業員IDは、当社が作業員ID、パスワードを指定して割り当てるものとします。この作業員IDには、利用申込書に記載された残りの作業員IDの登録、パスワードの設定、作業員ID・パスワードの変更などの管理者権限を付与するものとします。
  - 3 作業員IDは、当社が利用申込書「エンドユーザ数」欄に記載の作業員ID数を作業員ID管理者に割り当て、作業員ID管理者が作業員IDを登録します。作業員ID管理者が作業員IDを変更できます。作業員IDは、半角英数・半角ハイフン・半角アンダーバー・半角ドット20文字以内で設定できます。
  - 4 パスワードは、作業員ID管理者が、前項に記載の作業員IDの登録時に、1作業員IDに対して1個のパスワードを設定します。作業員ID管理者がパスワードを変更できます。パスワードは、半角英数字20文字以内で設定できます。
  - 5 エンドユーザが、企業ID、作業員ID、パスワードを指定して、本サービスを利用できるものとします。

### (容量)

**第18条** 本約款に基づいて契約者が利用することができるディスク容量の上限は、利用申込書に記載の「利用可能ディスク容量」とします。ただし、高解像度表示のためにシステムが自動的に生成するファイル容量を含みません。

### (エンドユーザのIDの上限)

**第19条** 本約款に基づいて契約者がエンドユーザに割り当てることができる作業員IDの上限数は、利用申込書に記載の「エンドユーザ数」とします。

### (クッキー)

**第20条** 当社は、永続クッキー（Webブラウザによってエンドユーザが本サービスに接続したことがあるかどうかを確認することができるものをいう。）を使用して、本サービスで使用されたエンドユーザ名の保存や検索をしやすいことができるものとします。当社は、特定のセッションの間セッションクッキーを発行することができるものとします。

### (サービスの停止)

- 第21条** 以下の事由が発生した場合、当社は契約者に電子メールその他当社が定める方法で通知することによって、直ちに、利用契約を解除することなく、契約者に対する本サービス提供の停止、エンドユーザの作業員ID、パスワードの利用停止、本サービス内のデータの全部または一部の削除を行うことができるものとします。
- (1) 利用申込書、変更届出書その他通知内容等に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあった場合。
  - (2) 支払停止または支払い不能となった場合。
  - (3) 仮差押え、差押え、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てがあったときまたは公租公課の滞納処分を受けたとき、または、信用状態に重大な不安が生じた場合。
  - (4) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けた場合。
  - (5) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
  - (6) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
  - (7) 違法もしくは違法のおそれがある態様または公序良俗に反するもしくは反するおそれのある態様が認められたときまたは本サービスを直接および間接に利用する方の当該利用に対し、重大な支障をあたえる態様が認められた場合。
  - (8) 本約款に定める項目に違反した場合。
- 2 当社は、本サービスの提供に必要なメンテナンスおよび機能追加を行うため、事前に当社のWebサイト上に掲示、または契約者に電子メールにて通知することによって、契約者、およびエンドユーザによる本サービスの利用を一時停止することができるものとします。ただし、緊急の場合は事前の通知をすることなく一時停止できるものとします。
  - 3 当社は、天災事変その他非常事態が発生したとき、または当社のネットワーク運営に影響を与える施設の電気通信設備の障害ないし当社が設置する電気通信設備の障害等が生じたときには、契約者に予告なく本サービスを一時停止できるものとします。
  - 4 当社は、本サービス提供のための設備に対し、なんらかの不正アクセス等により安全に稼働させることが不可能になった場合、もしくはその恐れがあると判断した場合は、契約者への事前通知を行わず本サービスを停止できるものとします。
  - 5 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者およびエンドユーザ並びにその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

### (サービスの廃止)

- 第22条** 当社は、事由の如何を問わず、本サービスの全部または一部を廃止できるものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止するときは、契約者に対し廃止する日の1か月前までに通知するものとします。

## 第5章 契約者の権利・義務

### (自己責任の原則)

- 第23条** 契約者およびエンドユーザは、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者およびエンドユーザが、本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- 2 本サービスを利用して契約者およびエンドユーザが提供または伝送する情報については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、またそれに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
  - 3 契約者は、契約者およびエンドユーザがその故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、損害の賠償を行うものとします。